

平成23年度 税制改正に関する要望

平成22年7月

社団法人 全国建設業協会

平成 23 年度の税制改正に関する要望

社団法人 全国建設業協会
会長 浅沼健一

平素は、建設業界に対し、一方ならぬご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

景気低迷による民間設備投資の縮小や、公共事業の削減などによる受注競争の激化など、私ども建設業界を取りまく情勢は依然として厳しい状況にあり、先行きの不透明感はより一層高まっています。

このような中、私ども建設業界においては、頻繁に発生する集中豪雨や大地震等の災害時には、いち早く現場に駆け付け、応急・復旧活動をするなど、国民の安全・安心な生活には欠かすことの出来ない大きな役割を担って参りました。

このような重要な役割を果たすためには、建設企業が、健全で安定した経営を行う必要があります、そのためにも、必要な税制上の措置は欠かすことができません。

つきましては、ここに平成 23 年度の税制改正に関する要望をいたしますので、何卒、実現いただきますようお願い申し上げます。

要望事項 目次

I 租税特別措置の創設・延長要望

1. 工事請負契約書に係る印紙税の課税廃止又は軽減措置の適用期限の延長・・・・・・・・・・ 1
2. 個別評価金銭債権の不良債権処理に係る貸倒引当金の形式基準による繰入限度額の引き上げ、及び中小企業者等の特例における一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額である法定繰入率の引き上げ・・・・・・・・・・ 1
3. 中小企業者等における教育訓練費の税額控除の適用期限の延長・・・・・・・・・・ 1
4. 住宅建設・売買に関わる消費税の非課税・・・・・・・・・・ 2

II 運用・手続き等の改善要望

1. 工事施工に伴う近隣対策費の損金算入及び課税対象の明確化・・・・・・・・・・ 2
2. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外・・・・・・・・・・ 2
3. 外形標準課税の申告手続きの簡素化・・・・・・・・・・ 3
4. 工事損失引当金の損金算入・・・・・・・・・・ 3
5. P F I 事業に関する税制の創設等・・・・・・・・・・ 3

I 租税特別措置の創設・延長要望

1. 工事請負契約書に係る印紙税の課税廃止又は軽減措置の適用期限の延長

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後に経済的利益があるものと推定し、担税力を見出して課税するものであるが、建設業の場合は、担税力の有無に関係なく通常の仕事を行うために先ず書面による工事請負契約書を作成しなければならず、同時に多額の印紙税負担を求められている。

さらに、建設業の特徴として、重層請負構造を形成しており、各階層間で締結する工事請負契約書にも課税されていることから、多重課税と認識される。

昨今、電子商取引が進展する中、電子契約書は不課税とされており、「書面か否か」の違いだけで課税の有無が判断されていることは課税根拠を欠くものである。

また、欧米主要国においては工事請負契約に関する文書は課税されておらず、国際競争力を確保する観点からも是正すべきである。

このような建設業界にとって不利である工事請負契約書に係る印紙税を速やかに廃止していただきたい。なお、今年度において税体系の抜本的見直しを実施されない場合は、工事請負契約書にかかる軽減措置の適用期限の延長を図っていただきたい。

2. 個別評価金銭債権の不良債権処理に係る貸倒引当金の形式基準による繰入限度額の引き上げ、及び中小企業者等の特例における一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額である法定繰入率の引き上げ

一般的に会社更生、民事再生、破産による配当率は著しく低いことから、個別評価金銭債権の不良債権処理に係る貸倒引当金の繰入率については、現行の形式基準を70%～80%程度まで引き上げていただきたい。

また、中小企業者等に特例として認められている一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の法定繰入率について、建設業者・不動産業者の倒産が相次いでいる昨今の状況を鑑み、建設業においても製造業と同様に1000分の8に法定繰入率を引き上げていただきたい。

3. 中小企業者等における教育訓練費の税額控除の適用期限の延長

優良な人材を育成するには、最新の技術や知識を習得させるなど、継続した教育が必要であるため、教育訓練を促進するような税制上の優遇措置の延長をしていただきたい。

4. 住宅建設・売買に関わる消費税の非課税

住宅建設・売買は、取り扱う金額が高額となるため、個人の消費税負担は大きいものとなり、住宅取得に消極的になりがちである。

住宅の新築・増改築や売買については、課税の対象となるが、家賃、地上権、敷金、更新料などは、非課税になるなど、公平性を欠くものである。また、欧米においては、住宅は、消費するものではなく、生活必需品であると考え、非課税や軽減税率を適用している国が多い。

住宅の新築・増改築や売買に関わる消費税については、非課税とする措置を講じていただきたい。

Ⅱ 運用・手続き等の改善要望

1. 工事施工に伴う近隣対策費の損金算入及び課税対象の明確化

近隣対策に要する費用は、地域住民や周辺的生活環境への配慮により発生する工事原価であるが、一定の基準に基づかない支払い等は、交際費等と認定され、損金算入が認められないことが多い。

近隣対策費は、工事を円滑に施工するための必要経費であり、交際費とは異なる費用である。

近隣対策費として認められる必要経費及び損金不算入となる支出の区分を明確にするとともに、具体例を示す等の措置を講じていただきたい。

2. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外

建設現場における現場事務所は、常設的な店舗や事務所と違い、工事期間内に一時的に設置される仮設のもので、建設現場ごとに随時設置しており、これを法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」の定義に含めることは、他産業に比べ建設業に著しく不利な税制となっていることから、建設現場における仮設現場事務所については、課税対象から除外していただきたい。なお、今年度において税体系の抜本的見直しを実施されない場合は、設置期間が1年を超えない短期の仮設現場事務所については、課税対象から除外していただきたい。

3. 外形標準課税の申告手続きの簡素化

法人事業税の外形標準課税制度において、申告書類の作成には、多大な事務負担が生じている。特に付加価値割の計算において、JV（共同企業体）における報酬給与額等の計算方法や明細書類については、煩雑な作業等が必要となることから、申告手続きの簡素化を図っていただきたい。

4. 工事損失引当金の損金算入

工事契約に関する会計基準の変更に伴い、税法に関しても会計基準に合わせて、赤字工事にも工事進行基準が認められる等の改正が行われてきているものの、工事損失引当金の損金算入については、依然、認められていない。

会計基準の要件に従い計上した工事損失引当金においては、企業が恣意的に計上するものではないため、税法に関しても損金算入を認めていただきたい。

5. PFI事業に関する税制の創設等

1. BOT方式によるPFIの事業契約期間が減価償却資産の法定耐用年数より短くなる場合は、未償却資産残高が残ることとなるため、契約期間を考慮した減価償却制度を導入していただきたい。
2. PFI事業における建築物の修繕に備えるため、事業期間中は非課税となる修繕引当金の損金算入制度を創設していただきたい。
3. PFI事業では、BOT方式とBTO方式といった事業方式の違いにより税負担が異なる。今後PFI事業をより一層推進していくためには本法に基づく事業に係る地方税（固定資産税、都市計画税、不動産取得税）については、現行の特例措置（課税標準を2分の1に減免）ではなく、非課税としていただきたい。